

秋田市医師会立秋田看護学校管理運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田市医師会立秋田看護学校（以下「学校」という。）の適正な管理運営を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 学校の管理運営に当たっては、教育目的達成のための機能を効果的に利活用するものとする。

第3条から第6条まで 削除

(経費節減等)

第7条 学校に勤務する教員及び事務職員（以下「教職員」という。）、在学生その他許可を受けて学校内の施設設備、教材・備品等（以下「施設設備等」という。）を使用する者は、経費節減、丁寧な取扱い及び整理整頓に努めなければならない。

(冷暖房器具の管理)

第8条 冷暖房器具の操作は、危険防止等のため会議担当教職員又は指定された教職員が行うものとし、学生は、濫りにこれを行ってはならない。

(非常階段等の点検)

第9条 教職員は、非常の場合に備えて、定期的に非常灯及び非常扉・階段並びにその周辺の点検を行わなければならない。

2 重要な書類は、いつでも運び出せる体制を整えるため、「非常持出」の朱標示をしておくものとする。

(施設設備等の使用願等)

第10条 他の機関等が学校の施設設備等を使用しようとするときは、あらかじめ施設設備等使用願を学校長に提出するものとする。

2 前項の施設設備等使用願の提出があったときは、運営に特に支障がない限りこれを許可し、必要に応じて使用料を徴収するものとする。

3 第1項の施設設備等使用願は様式第1号、前項の規定により使用を許可するための施設設備等使用許可書は様式第2号によるものとする。

(学校の清掃)

第11条 学校の清掃は、原則として学生が行うものとする。ただし、清掃

事業者に委託することができるものとする。

（業務又は会議の終了後の処置）

第12条 学校における業務又は会議の終了後は、担当者を決めて次の事項について処置しなければならない。

（1）施錠すべき箇所の点検

（2）火気使用箇所及び冷暖房器具の火元又はスイッチ若しくは電源の入
り切りの点検

（3）照明灯の消灯確認

（4）冬期間における水道の水抜きを確認

（5）A Z - A i r（無線回線を利用した自動警備設備をいう。以下同
じ。）の警戒セット

（6）前各号に定めるもののほか、必要と認める処置

2 前項第5号の規定により警備保障会社から交付されたカードは、専任
副学校長が指定した教職員が保管し、及び利用するものとする。

3 業務終了後に校内を巡回した場合において、注意喚起をする必要があ
ると認めるときは、当該教職員は、その内容について専任副学校長に報
告するものとする。

（警備保障）

第13条 学校においてA Z - A i rの警戒セットを行った後については、
その管理を警備保障会社に委託するものとする。

2 警戒セット後に施錠の不具合等が判明し、警備保障会社から連絡があ
ったときは、事務長は、当該内容を専任副学校長に報告するものとする。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 3 月 2 4 日から施行する。